

特集

大石芳野 × 三宅弘 スペシャル対談

新年最初の特集は、外部から報道写真家の大石芳野氏をお招きした、当会三宅弘会長とのスペシャル対談（平成27年9月実施）をお送りします。

昨年は、安全保障関連法案の反対運動が盛り上がり、当会においても採決強行への抗議や、安保法廃止に向けた街頭宣伝行動などを継続して行ってきました。

大石芳野氏には、ベトナムを始めとする数多くの戦地や福島原発事故などの被害者・被災者を撮り続けてきた報道写真家の立場から、最近の憲法を巡る状況についてのご意見や、被害者・被災者支援において法律家に求めることなどについて、お話を伺いました。



大石 芳野
●Yoshino Oishi
報道写真家

〈略歴〉
1982年 日本写真協会年度賞「無告の民」
2001年 第2回土門拳賞「ベトナム 凜と」
2007年 紫綬褒章



三宅 弘 (35期)
●Hiroshi Miyake
当会会長

〈略歴〉
1983年 弁護士登録(第二東京弁護士会)
2003年 内閣府・国民生活審議会 委員
2010年 内閣府・公文書管理委員会 委員
2015年 第二東京弁護士会 会長、
日本弁護士連合会 副会長



飯島 康央 (52期)
●Yasuo Ijima
当会副会長
〈略歴〉
2000年 弁護士登録(第二東京弁護士会)
2015年 第二東京弁護士会 副会長

◆ 編集部 ◆

鈴木 茂生 (46期) ●Shigeo Suzuki
広報室室長、NIBEN Frontier 編集長

高山 烈 (56期) ●Akira Takayama
広報室嘱託、NIBEN Frontier 編集部

I 「戦争は終わっても終わらない」 — 立憲主義とは？

高山 三宅会長と大石さんとの出会いは放送倫理・番組向上機構（BPO）の放送人権委員会と伺っております。2015年の3月まで一緒だったそうなので、お互いご経歴等はよくご存じかと思いますが、『NIBEN Frontier』の読者への自己紹介という意味も込めて、大石さんから、まず写真家になろうとお考えになったきっかけからお話いただけますでしょうか。

1 写真家になろうと思ったきっかけ

大石 大石と申します。よろしくお願いたします。私が写真家になろうと思ったきっかけは、そんなに大きいものがあるわけではなくて、写真を通して見る社会というか、社会とどうやって付き合っていくかと考えたときに、写真を通して付き合うという方法があってもいいのではないかなと思いました。私が少女時代のころは、あまり女性が社会で仕事をするという風習がありませんで、だいたい花嫁修業をしてお見合いをして結婚する

というのが大勢を占めていたような時代でした。

私の両親も、娘の私をそういうふうにしたいと思っていて、かなり口うるさくいろいろ言われましたが、私はあまりそういうことに興味がなくて、どのようにしたら社会と個人である自分が付き合い合えるのだろうかと考えを巡らせていたものですから、いくつか「こういうのいいかな」というのはあったのですけれども、その選択肢の1つが写真だったというわけです。

私は、日大の写真学科出身ですけれども、そこは写真が大好きという人が多くて、高校時代から写真部にいたとか、家が写真館とかいう人が目指すところでした。でも、私は、父が持っていたカメラをちょっといたずらで使う程度にしか写真のことを知りませんでした。「社会と付き合い合っていくのいいな」という、ただそれだけで写真の道に入りました。ですから、社会人になってからも、これでいいのかな、この道でよかったのかなという迷いはとても大きかったですね。できれば大学へ入り直して、別の道を歩んだ方がいいのではないかと迷ったこともあるのですけれども、それを断ち切るというか、そうではないのだなということに気が付いたきっかけが、学生時代に南ベトナムに行ったことでした。



2 南ベトナムで

大石 その時は1966年ですから、1960年からベトナム戦争が始まったとすれば、ちょうど厳しくなり始めた時期だったのです。

1964年にトンキン湾事件があって、1965年から北爆があって、その年の終わりごろにはベトコンといわれた南ベトナム解放民族戦線に参加していた少年の公開銃殺刑があったり、1966年というとても非常に戦争が厳しくなってきた時だったわけです。そのころに、南ベトナムの学生を日本に招いてベトナムの実情を話してもらい、逆に、私たちが向こうへ行って向こうの学生と交流するという、そういう交流をする会がありまして、そこに参加して南ベトナム、17度線から南まで行ったのですけれども、そこで見た経験したりしたことというのが、非常に大きかったですね。

そのころの日本は、所得倍増計画があったり、ベトナム戦争特需もあって、日本が高度経済成長をしていた時期にありまして、ネオンの数がだんだん増えていくような時期でした。なので、余計にベトナムと日本との…日本といっても都会とのギャップに衝撃を受けまして、それが直接的には大きなきっかけになって、私としては写真家を最初に志したように続けていくことが大事だということ、向こうの若者たちから突きつけられたという感じでした。

その1つの理由は、ベトナムでは裕福な家庭の子どもたちは大学に行くことができる。しかし大学へ行ったとしても、自分の身分証明書の番号が貼り出されると、戦場に行かなければいけない。その戦場は、同胞との戦いという、とても複雑な中であって、彼らは非常に苦しんでいました。そういう中で、日本人はいいねと、勉強もできるし、仕事も自分がしようと思えば努力の限りにおいてはできる人が多い、というような言葉を聞いて、私は自分自身がいか

に甘い考え方を持っているかということ突きつけられました。そのことから、自分としては、写真を続けることができないぐらいの何か大きな理由がない限りやめることはしないでおこうと、当時のサイゴンで決心したわけですね。

高山 ベトナムを初めとして、特に戦争や内乱がある国を中心に取材を続けておられますが、世界に目を向けるようになったきっかけは何だったのでしょうか。

大石 やはりベトナム戦争がとても大きかったです。自分がベトナムに行ったというだけではなく、当時はベ平連というベトナム戦争反対運動もありましたし、1975年4月30日にベトナム戦争が終わった後もいろいろと不穏なことが続いていましたので。それと同時に、今と違って、当時の日本は、戦争という意味では、わりと落ち着いていたと思うんですね。

そのころは、炭鉱の閉山の問題があって、

労働者の問題が大きく社会を揺るがしていました。戦争ということ言えば、太平洋戦争の傷がまだ残っているという状況でした。一方、日本の外では、直接的な戦争が起こっていたわけです。

そういう中で、日本の傷もとても気になりながら、現実にも、目の前で、自分が生きているこの今、同じ空気を吸っているこの地球上のどこかで誰かが、あるいは子どもたちが戦争という政治の暴力で苦しんでいるということを、写真の仕事をする私としては、日本人たちに何とか伝えて、知ってもらいたいという気持ちがとても強くなっていきました。そのような思いから、海外に目を向けたわけです。

3 既にある原発をどうしたらいいのか

高山 三宅会長は、今回、あらためて直接大石さんの口から写真家になろうと思ったとき



写真集『無告の民』より

っかけや、報道写真家として戦地を取材されてきた思いを直接お聞きになっていかがでしょうか。

三宅 放送人権委員会では大石さんとは6年間お付き合いをさせていただきましたが、審議をする時間があまりにも長くて重かったので、なかなか大石さんが写真家を目指されたきっかけなどについてお話をすることがなかったのですが、放送人権委員会の審議の過程の中で、ご意見の端々に、ジャーナリストとしての深い洞察から発言されているご様子をずいぶん拝見しました。なので、ぜひ一度いろいろなこととお話ししてみたいと思っていて、そういう機会を持てたのは、大変ありがたいことだと思っております。

大石さんが、「写真を通して見る社会」とおっしゃって、ちょうど学生のころに写真家になる決心をされたということで、私も自分と社会のかかわりを少しお話させていただきます。私自身は、ベトナム戦争というと、まだ小学生から中学生のころでしたので、直接ベトナム戦争のことが分かるということではなくて、テレビや新聞等を通じてでしか分かりませんでした。その後大学に入って、ちょうどベトナム反戦と同時に大学でいろいろな問題が議論されていたということで、それなりに振り返ることをしたわけですが、その中で自分自身は最初、政治を研究することにかかわりたいなと思っていました。そのころ、原子力発電所が私の出身地である福井県の若狭湾にいくつもできて、1970年の大阪万博の時には、美浜原発から万博に原子の灯がともされました。

その時私は高校2年生ですから、既にある原発をどうしたらいいのかというので非常に気になっていました。それで大学3年生の時に大学のゼミで、美浜とはまた別にできる、大飯の原子力発電所の建設の過程にかかわる政治の意識の分析を自分なりにしてみたのです。その中で、法律的な知識がないと原発の問題に切り込めないということが自分なりに分かったものですから、「法律を通して社会を見てみたいな」と思って、大学卒業の直前ぐらい

に司法試験の勉強を始めようかと思いました。

そういうかかわりがありまして、自分自身としては、情報の公開をテーマに選んで、弁護士として仕事をしながら、世の中を変えていく手がかりを法律の中につくるといいなという思いでいました。

4 法律を通して社会を見る

高山 先ほど、大石さんは、高校生のころに写真家を志し、「写真を通して」社会とかかわりたいということをおっしゃっていて、一方、三宅会長は「法律を通して」社会を見たいとおっしゃいました。似たような表現で、一方は写真、一方は法律という、それぞれ別のものを使って社会を見たいとおっしゃっているのですが、お二人が放送人権委員会の審議等で、道具は違えども社会を突き詰めてみて、何かお互い通じるものはありましたでしょうか。

三宅 2015年7月発売の大石さんの『戦争は終わっても終わらない』（藤原書店）という写真集を送っていただきましたが、ベトナム、カンボジア、コソボ、アフガニスタン、ラオス、広島、沖縄、福島など、国内外で戦争・災害に直面した人々の姿を、40年にわたって追いつけていらっしゃいます。この写真集で、戦争や災害の被害を受けた方の生の姿を拝見していて、戦争の終わりは終戦という言葉で語られますけど、それでも終わらない戦争が続いているというのを目の当たりにしました。そして思ったのは、われわれの仕事も、ある出来事が終わった後で、それを後付けで事実を掘り起こして、その評価をして、法律的にそれが認められるのかどうかという作業をしますよね。この事実の持っている意味合いのとらえ方が、すごく似通っていて、しかも1つ1つの事実を大切にされている、その思いを、写真集を拝見しながら仕事として共有できる部分があるなと思いました。また、最近の憲法をめぐる状況などへのかかわりや、大石さんが原発問題にかかわられていることなど、様々な問題のとらえ方に、すごく共通するも

のを感じています。

5 法律家の事実の見方

高山 大石さんから逆に、放送人権委員会で三宅会長とご一緒した経験などから、法律家の事実の見方について、何かご感想をいただけますか。

大石 三宅さん以外のほかの方もそうなのですけれども、会議をしていて一番感じたのは、言葉がとても難しいということでした。こちらとしては知識がないので、想像で何とか理解をしようとしていました。そこが一般の人との一番大きなギャップかなと常々感じています。

例えば、今の国会もそうだし、福島原発事故もそうですけれども、結局最後は法律がものを言うと思うのです。私たちがいくら叫んでも、それは生活の知恵からきている叫びというのが多いと思います。知識を十分に持っていないと、知恵で終わってしまうのですね。そうすると、例えばどの公害事件を見ても、知識で殴られるような感じでやられてしまうということが多々あると思うんですね。

そういうときにやっぱり弁護士さんたちの力というのは、非常に大きな役割を果たしていますので、それはとても尊敬している部分です。そのときにやはり折りあらば、もうちょっと平易な言葉で、知恵は持っているけど知識が十分でない人たちに対して言葉を投げかけていただけるとありがたいという感じがします。

三宅 生活の知恵からくる叫びと言われて、放送人権委員会で強く印象に残っているのは、法律の専門家と、そうでない方の語らいの中から、この放送は放送法に違反しているか、放送倫理上問題があるかということ判断するんですよ。ともすると難しい言葉で考えてしまうのですが、大事なの

はやっぱり法律家でない委員の方の感覚なんです。

これが倫理違反か法律違反かというよりも、何か道理に反しているかどうか、許される範囲なのかどうか。ジャーナリストとして許される範囲なのかどうかとかいうようなことを、直接のフィーリングで、それを放送法なり放送倫理の中で表現の自由を生かしていきながら名誉とプライバシーを保護するという、まさに利益衡量を図る法律論を構成していくというところに非常に醍醐味を感じていました。

6 分かりやすさ — 立憲主義を例に

三宅 分かりやすさについて言うと、私が委員長になった時に決定書の書き方をずいぶん変えて、決定書の末尾に当事者の主張の整理をExcelの表にまとめるような形にしたんです。

それから最近の憲法のお話でPR的にお話しすると、この新聞広告はご覧になりましたか*1。

大石 いえ、知りませんでした。

三宅 これは若い人たちにかなり評判のいいライターに漫画を描いてもらったものです。集団的自衛権にかかわる憲法解釈変更の最も大きな問題点は、立憲主義に反するということです。立憲主義とは、憲法が権力者の権限



*1 http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/constitution_issue/ikenkokoku.html

の行使を制約することが人々の自由や権利を守ることにつながるのだということです。そのために憲法はある、ということを知ってもらうために、手を広げて立ち上がる壁、これが憲法で、そこをつるはしで壊そうとしている権力者というイラストになっています。これは立憲主義をどうやって分かりやすく説明するのか、非常に苦勞をしてやっとできた漫画なんです。このように、間違いの指摘を分かりやすくする努力をしていることは、ご理解ください。

大石 そうですよ。法律を変えるということは、法律の話ですから、一般の人たちはなかなか立ち入ることができないんですよ。おっしゃったように感覚では違うというのが分かっていますが、具体的にどういう理由で違うのか、言いにくいところがありますよね。だから立憲主義という言葉も、高校ぐらいに習ったことではあっても、日常生活にはない言葉ですから、何だったっけという人が圧倒的に多くて。政府が本当に立憲主義を全く逆にとらえているのでもいいじゃんという感じで、はっきりしていていいじゃないというふうに支持したりする傾向が強いのも、知識がないことが大きな原因ではないかと思います。これまでは知識がなくても、戦後70年間、十分に平和の中で憲法第9条に守られてやってこられた日本だったと思うのです。

けれど、最近、とてもこれまでの感覚で反論することができない状態になってきている。それは3.11の原発事故以降、特にそうなっていると思うのですけれども、原発の再稼働がいけないというのも、賛成する側（再稼働賛成派）は、「（反対派は）何も知らずにものを言っている」というような論でくるわけですね。知らないから言えないというふうに。押さえつけようとする力に対抗しなければならぬのと同じような感じで、現政権が国民に迫ってきているという。

だからぜひこれはもう広めていただいて、中学生でも分かる矛盾を、やっぱり中学生からこれはおかしいんだということを広めていくというのは、今の日本にとってとても大事になってきていると感じています。

けれどそんなはずじゃなかったんですよ。こんなことを論議するようなことがあるとは夢にも思わないで、これまで生きてきましたけれども、まさかこの戦後70年にしてそんなことを突きつけられるとは思っても寄らなかったと、私などは思っています。

7 「1つの小石になりたい」

高山 大石さんに2つお尋ねします。1つ目は、大石さんがライフワークとして戦争の被害と向き合って、それを伝えるという活動を



継続されていて、そういう視点から今の流れをどうご覧になっているのかという点です。もう1つは、『NIBEN Frontier』の主な読者である弁護士や法律家に対して、何か要望することがあればお聞かせください。

大石 戦争というのは政治の暴力ですから、私は、止めようと思えば私たちの力で止めることができると思って、ずっと取材してきているんですね。

自然災害を止めるのはなかなか難しいですが、戦争は、後になると誰もが「どうしてこんなことになってしまったのか」と思うでしょう。ベトナム戦争もそうだし、日本の戦争もそうです。止めようと思えば止められたかもしれないものを止められなかった。

それはなぜかという、一人ひとり理由が違いますけど、一人ひとりに甘いものがあったから止められなかったということになると思うのです。私は写真という仕事を選んだ限りにおいては、そこを知らせるというのが私の仕事だと思っているので、それを知らせたい。それは何によってかという、写真は「今」しか撮れませんので、今ここにいる、生きている一人ひとりが抱えている問題、その人がなぜそういう思いをしなければならなくなったのかというふうに置かれている状況を伝えることで、自分もその人になる可能性があるという一人ひとりに重ねて考えてもらいたい、そういう思いから続けてきました。だから止めたい、戦争を止める1つの小石になりたい。大石ですけど（笑）、小石になりたいと思っています。

8 弁護士・法律家への要望

大石 弁護士さんをお願いすることは、戦争や福島も含めてですけれども、被害に遭っている人はとても疲弊していて、弱くて将来を考えることもできない、本当に立ち上がることができないような状況になっている人がほとんどですよ。そこに手を差し伸べていただきたいと思いますね。

例えば、日本は戦争で傷ついたり亡くなっ

たりした兵士には補償があるけれども、一般の人で大空襲に遭った人でも、全く無視されていますよね。これは立法化するとき、兵士は戦前の日本軍の大きな組織や力があって、兵士を救わなければいけないという声が上がったのはある意味で当然のことだと思うんです。ところが、被害を受けた国民の人数は大変多いけれども、みんなばらばらになってしまっていて誰もまとめようとしません。その中で無視されてしまった人たちが、70年前に大勢いたわけですよ。そういうところに、何とか立法化するなどして手を差し伸べてもらえたらいいと思います。

また、当時日本の兵士になった人には、台湾や朝鮮半島の方が結構おられたのに、外国人ということで無視されてしまいましたよね。ですから、そういう問題がまだまだたくさん残っているという感じがあります。

昔のことばかりやらないで、これから先のことをやってもらいたいという声もあるかもしれないですけど、実は昔のことじゃなくて今のことで、今まだ生きていらっしゃるし遺族もおられることもありますので、現在進行形のことだと思うんです。戦争ということ言えば、「戦争は終わっても終わらない」ですので、それを弁護士さんや法律家の方たちに考えていただきたいと思います。

II 「福島 FUKUSHIMA 土と生きる」 — 事実を伝えることの重要性

高山 テーマを変えます。福島原発事故の被害等について、まず、弁護士会が行ってきた対策等についてお話しいただけますか。

1 原発被害と弁護士会の役割

三宅 弁護士会では、損害賠償のいろいろな救済の手続について、今まで主として裁判外でやってまいりましたけれども、もうひとつ補償について満足が得られないということで、裁判にかかる場所もございまして。そういう一人ひとりの福島の人々と向き合いなが

ら、個別の救済を図るということから、エネルギーの消費のあり方として、原子力がいいのか、自然エネルギーの比率をもっと高めるべきなのではないかというような具体的な政策提言を、人権を守るという立場から述べていくというのが、弁護士会の役割ではないかなと考えているところです。被害救済については、飯島副会長からご説明をお願いします。

2 原発被害の救済について

飯島 私は、東日本大震災の災害対策本部の担当副会長であるのと同時に、原発事故発生1年後から原発被災者弁護団にも入っております。弁護団の一員として担当したのは、福島の南相馬地区や、伊達市の小国地区、田村市の方々です。これらの地区の方々は、政府が決めた総括基準によって、損害賠償請求が限定的にしか認められなかったの方々です。政府は福島原発からの距離によって避難指示の地区を決めていますけれども、損害の大小は原発からの距離で考えられる問題ではありません。同じような被害に遭い、避難しているにもかかわらず、距離が遠いから賠償が得られないというのはやはりおかしい。そこで、被災者弁護団がそれらの地区の方々を支援してきたという経緯があります。弁護団の方針としては、原子力損害賠償紛争解決センターでのADR（裁判外紛争解決手続）の手続きで東電に対して損害賠償を求めているということで、活動を始めました。

最初に南相馬地区を担当したんですが、ここでは、まだ誰も認められていない損害賠償請求をADRで行い、基準よりも多くの賠償が初めて認められました。そこが今度は基準になって、他の地区でも南相馬地区の基準に従った増額事由が認められるようになってきました。

また、私が担当した伊達市の小国地区は、非常に特殊なところで、原発の20キロ圏外なのですが、原発から北西にあるため放射線が広がっていった地域なのです。なので、20キロ圏外でも意外と放射線量が高い地域なので

すが、政府は、特定避難勧奨地点といって、地域全体を避難区域に指定したのではなくて、個別にこの家は避難指示を出す、この家は避難指示を出さないとしたのです。そのため、出された人と出されなかった人に分断され、地域のコミュニティが壊れてしまったという地区でしたが、それはおかしいでしょうと立ち上がった人たちがいて、その人たちと弁護団が組んで、非常に画期的だったのですが、請求の7割の損害賠償が認められたという地域でした。

3 写真・映像の力

飯島 その時思ったのは、われわれは弁護士なので、ADRの仲介委員を言葉で説得するのですが、言葉には限界があります。そこで、弁護団では写真と映像を証拠として仲介委員に提出しました。

大石 どういう写真ですか。

飯島 例えば、一番衝撃的だったのは、除染廃棄物の仮置き場です。それがどこにあるのかというと、実は人の住んでいるところのすぐ横にあるんですよね。しかもそれが大量に山のように積んである。1地区に何か所もあるということが、言葉ではなかなか通じないのですが、写真で、こんなに民家に近いか、これだけの大量のものが、これだけ集まっていると伝えると、とても分かりやすい。

あとは放置された田畑です。雑草が繁茂して使い物にならないような状態を写真や映像で撮って提出したところ、仲介委員は、非常に分かりやすいという印象を受けたようです。

4 避難指示解除と帰還についての課題

飯島 いまだに、福島県外に避難されている方が4万人以上、福島県内でも約6万人、合計約10万人が避難をしている中で、福島県は、避難先の住宅の無償提供を平成29年3月で打ち切るという方針を固めたため、われわれは反対意見を出しています。避難する権利自体を侵害され、さらに被害が続いてしまうという



まっけていて、1人だけ戻っても、そこで生活できないじゃないかというのは確かにあると思いますね。

今、私が担当している田村市の都路地区では、ほとんどの人が避難をして、現在では半数ぐらいの人が戻っているようですが、戻った人のほとんどが高齢者の方です。2014年の段階ではお店が1軒やっと開き、2015年に入ってからコンビニができたという話を聞きましたが、お店や病院などの施設が再開しないと、そこでは生活ができず、帰りたくても帰れ

のは、本当にひどいことだと思っています。

大石 避難者のための公益住宅は、他県では60%つくられたけれども、福島県内では4,890戸という計画に対して平成26年度までに509戸しかつくられておらず、10%ぐらいらしいですね*2。

飯島 そうですね。避難している人には、戻って来てもらいたいという政策があると思うのですが、戻りたくても戻れないという状況になっているのでしょうか。

大石 戻りたくても戻れないというところには、放射線がまだ高い濃度で残っているということと、お店があるとか、隣に人がいるといった、地域の活動が滞っているということですかね。

飯島 そうですね。放射線量でいうと、除染によって低くなっているところはあるのですが、小さいお子さんを持つ家族は、どうしても子どものことを考えると、いくら以前より放射線量が少なくなったといっても、そこで長時間生活をするということに抵抗を持ってしまうのはやむを得ないと思います。

それから、除染されるのは家の周りだけで、山林の除染は実際不可能ですので、結局、山林の放射線に汚染されたものが流れてきちゃうんじゃないとか、みんなが出ていってし

ないと思う人は大勢いると思います。本当は県や国が町づくりとして形で作って、補助をしなければいけないのかなとは思っていますが、なかなかそこまで回っていないというのが現状のようです。

大石 国の方は、帰りたいと思っていると。それはもう見え透いているわけですが、現実的には難しいですよ。それがこれからもずっと続くのではないかと思います。そうすると、小さい子どもが帰れなければ、当然そこはさびれてしまって廃村になってしまうでしょう。

人々は誰でも自分のふるさとに帰りたいはずですが、それが現実的には不可能になる。小さな子どもが避難先で育てば、そこがふるさとになってしまいます。お年寄りだけが戻れば、そのお年寄りはやがてはあの世に旅立つわけですから、そうするとそこは、子どもにとっては、元ここが自分のふるさとだったというだけのことになってしまいます。そういう問題を、東電や国と住民との間に立って何か進めるということはあるのですか。

飯島 弁護団としても同じ問題意識はありまして、特に田村市の都路地区は、そこに住んでいる皆さんが、たぶんここはいずれ廃村になってしまうだろうというお気持ちを持っ

*2 平成27年1月30日付「復興公営住宅の整備見通し(報告)」(第33回新生ふくしま復興推進本部会議資料)
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/100546.pdf>)

ています。ただ、それを今までのADRのやり方で東電に対して損害賠償を求める手順をしようと思っても、今までの事例から考えて、おそらく認められないだろうということから、今回は紛争解決センターのADRの申立てではなくて、東京電力に対しては損害賠償請求、国に対しては国家賠償、これを提訴することにしまして、今やっております。

どうしても弁護団の活動としては損害賠償請求という形になるので、その中で何とか被災者の方々のご意向を汲みながらやっていきたいと思いますが、それとは別に、地域の復活ということもやっていかななくてはいけないのかなとは思っていますね。

5 司法手続きによる救済と政策形成

三宅 なかなかわれわれも難しいのは、それぞれの被害を受けた方の権利救済ということから発する損害賠償請求の代理になるとか、最近あったのは、東電の取締役ら3人の裁判の検察官役になる弁護士を推薦してくれと裁判所から言われて、当会で推薦をしました。これから東京電力の取締役に対する刑事事件での責任追及が始まると思います。そのほか、東電の株主の代表訴訟とか、さっき飯島副会長が言いました、東電と国に対する賠償請求

とか、司法を通じてわれわれの被災者からの声を司法の場で責任追及という形で具体的に検証していくことで、初めて国のエネルギー政策に影響を与える、そういう役割も弁護士会としては担っているんだと思います。

基本的なテーマは、大石さんの写真集にもありますけど、原発さえなければという、そういうキーワードがこれから私どもも担う司法の場における責任追及のあり方にかかわってくると思います。実は福島原発の事故が起きた後に、どうして司法で原発事故が起きるようなことを止められなかったのかと、ずいぶん学者からも言われました。学者の中には原発を司法が判断することについては、専門家でもないのにそんなことができるのかという議論もあったのですけれども、そのような意見を受けて裁判所の判断も非常に甘かったと。私も、そのあたりの論点を『原子力情報の公開と司法国家—情報公開法改正の課題と展望』（日本評論社）としてまとめました。

例えば石川県のある原発では、非常に小さい震度の地震しか想定していないし、結局、今、活断層があるのが分かって、原発そのものが廃炉を迫られている状況ですが、裁判所の中では活断層の判断というのも正確になされなかったと。一審では活断層を前提とした判断をしているんですけど、控訴審で覆って



いるわけですね。非常に司法のあり方としても、実は問われているんですね。なぜ司法が原発を止められなかったのかと。

6 「土と生きる」

三宅 そういうこともありますので、弁護士として損害賠償請求とか、指定弁護士が業務上過失致死傷について、東京電力の役員の責任を追及する刑事裁判をこれから提起していくというようなあり方。それに対して裁判所がどう答えて、どういう判断をするのかということが、福島原発について、これからの私たちの担うべき役割の一部ですね。そのときに常に私たちがよって立つところは、大石さんの『福島 FUKUSHIMA 土と生きる』という写真集のメッセージだと思います。私は、以前、福島の白河市のある予防接種禍事件の代理人に加わりまして、その関係でそのご家族から毎年たくさんのお米と山菜が送られてきていたのですが、残念ながら震災の後、送られてこなくなりました。なかなかやっぱり送りにくいのだらうと思いますね。

福井地裁は、大飯原発差止訴訟で、国富が失われたと述べました。金銭的には評価できない損害を、司法がちゃんと受け止めて、それを司法の判断に生かすということが、これから司法に迫られる判断だと思うのです。先ほど、除染されるのは、わずかなエリアに限られて、周りの線量は高いままだという話がありました。そこに本当に土と生きることの尊さと、それができなくなったことの無念を、語り継ぎながら裁判所に訴えかけていくことが、これからの私どもの仕事になるし、大石さんやほかのジャーナリストの方のお仕事を使わせていただきながら、そういう仕事ができることが大事だし、日々損害賠償のADRを担っている弁護士会の若手弁護士も、そういう思いの中から損害賠償額をできる限り増やすことに自分の情熱を傾けるということに、弁護をすることの生きがいなり、尊さを感じ取ってもらえればいいのではないかなと思っています。そういう意味で、この写真集

から得られるスピリットというか、思いみたいなものを強く感じるのです。

大石 それは1つの役割が担えたという感じがします。

7 写真で伝えるということ

高山 先ほど飯島副会長から、ADRの立証活動で写真・映像を活用すると非常に伝わりやすいという話がありました。大石さんは、実際に現場取材されて、現場を見ていない方に写真で伝えるということをしていただいているわけですが、実際に体験していない方に伝えるコツはあるのでしょうか。

大石 写真というのは動かなくて、音がなくて、においも何もない、たった1枚のぺらぺらの紙ですので、現場を何も知らずに見る人には、こちらにある程度力量がないと伝わらないと思うので、伝わるかどうかは、いつもとてもはらはらすることです。同時に私が委ねているのは、見る方の想像力や力量で私に欠けている部分を補っていただいて、写っている人と向かい合っ、交流してもらえるといいな、といつも思っているのです。そういう写真にしたいなど。

例えば、写真集でも写真展でも、見た人がそう思ってくれたらいいなと思いますけど、皆さんがそう思っているかどうかというのは私も分からないですね。ベトナムのように戦争の傷跡、復興という目で見えるものは想像の範囲内だと思うのですけれど、福島の場合、津波などは見える形で映像化されますが、放射線は見えないですから。土を汚されて怒っている人たちの写真を撮っても、何、農家の写真を撮ったのというだけで終わってしまって、それ以上伝わらなかつたらどうしようって思ったのです。私が原発事故の後に福島に行って最初に感じたのが、「土が汚された」ということだったんですよ。それで「土と生きる」というタイトルにしましたが、その土が汚されたと思って苦しんだり泣いたり、すごく落ち込んだりしている人たちをいくら撮っても、それは1枚のぺらぺらの写真では伝わ

らないかもしれないという不安があった。

1冊の本にしたときも、本当に伝わっているだろうか、福島の農家を撮ってどうするのという程度のものにしかなくないだろうか、とても不安でしたけれども、実際、写真展をしたときに、会場に来て泣きながら見ている方たちの姿を見て、福島の人たちの苦しみが少しは伝わったかなと思いました。

8 「とても気になる」

鈴木 事前に三宅会長と対談の打合せをした時に、三宅会長は、大石様が一度撮影した方をその後もフォローして追いかけていらっしゃり、それが法律家に通じるところがあるし、そこを大事にしていけないといけないと感じているとおっしゃっていました。被害者や大事なものをなくした人たちを一度だけではなくて、その後も引き続きフォローされるのは、どういうお気持ちからでしょうか。

大石 取材をするときには精神的に近い距離感になっていろいろな話をするから、その人の心の内も話してくれるわけで、こちらとしては心の内まで聞いているのに、写真を撮ったらもうそれで終わりというわけにはいきにくいですよ。やっぱりその人のことがとても気になります。どうしているだろう、あ後は？などと。その気になることが次の取材につながり、訪問につながり、そこでまた撮影をして、またそれで気になると、また行くということですかね。

鈴木 それはやはり、見守っていらっしゃる気持ちがおありになる。

大石 そうですね。楽しい思いをした人たちではないですから。私は、どちらかと言えば恵まれたところにいると思います。戦争もないし。そういうところにいる私としては、自分にできることはしたいと思って生きているのが、そういうつながりになっていますね。

9 事実を大切にす

鈴木 ありがとうございます。三宅先生、

いかがでしょうか。法律家としても、やはり事後フォローは大切でしょうか。

三宅 やはり事実を伝えることの大切さですよ。私も法律家になった時に事務所の所長から、今まで学んだ法律は全ていったん忘れろ、リセットしろと。依頼者が見えたときに、克明に全ての事実を聞き取れと。そうすると、そこから新しい法律論が、筋道が見えてくるからと。固定観念を持って依頼者に接すると、大事な事実を見落としてしまうからと言われました。

晩年うちの所長も、事実を掘り起こすことの尊さをずっと説いていましたけど、私も弁護士としてスタートして、その所長の下で30数年やってきて、私が入ったころの所長と同じぐらいの年代になってきて、若い人に伝えるのは、やはり事実を事実として受け止めて、そこから導かれる法律論でその人を救うという、その大切さですね。

依頼者を、本当に身近で見て、よく話を聞くことの大切さというか。テーブルで面と向かって話しているときには伝わらないことが、打合せが終わって帰りがけのエレベーターの前でふと聞く言葉で、この人はこれぐらい救ってあげなきゃいけないと感じることもありますからね。

大石 弁護士さんのお仕事も弱い人と付き合わなければならないものですから、それは本当に大変ですよ。その人の人生がかかっているわけですね。

三宅 そうですね。最近では、国際的な取引や企業買収でも弁護士が先頭に立つことがありますけど、そういう大きな動きの中でも、最後のところは個々の人たちがその中でどう豊かになって、幸せになっていけるかということを考えなければいけない部分があると思うので。大型の倒産事件の処理などでも、例えば未払いの給料をどうやって支払うのかということになると、やっぱり人が出てくると実感します。われわれの仕事は、最後は人との出会いになるのではないかなと思っています。

大石 本当ですね。今の政治もそうですけ

れども、何となく大きなことに流されてしまいますけど、結局、自分という1人の人間と同じような人間が一人ひとりいるわけですから、やっぱり最後は個ですよ。それがつい見えなくなって、構造的な形や組織というもので、わーっと動いていってしまう。今、私たち国民の一人ひとりがそういうところに直面しているのではないかと思うのですけれど。

三宅 だから損害賠償や被害の救済とか、国の政策に対して異議を述べるときも、われわれの基本的なスタンスは1人の人間をどこまで救済できるのか。これは若い時から教えられたことで、お医者さんは命を預かるけど、われわれは1人の全人格を預かって、その人がどう生きていくかということの支えになるところから、弁護活動をやらなければいけない。それが基本だと、弁護士になって最初のころに教えられたことでしたけれど、今になってみると、なるほどと味わいが分かるようになってきたなと思っています。

III 新規登録会員へのメッセージ

高山 最後に、この対談が掲載される1・2月合併号は、一斉登録した多くの新人弁護士が初めて読む『NIBEN Frontier』なので、新規登録会員に向けたメッセージをいただけますか。

大石 やはり一人ひとりと向き合うことの大事さが大きいかなと思います。事実というのはたくさんありますが、なかなか真実が見えない。でも、向き合っているうちに、最初に会った時とは違う感じが出てきて、そこから真実に近いものが少しずつ出てくるのではないかと思いますので、そういうところに少し神経を使っただけであれば、弁護士さんとして、困っている立場にある人たちを助けることができるのではないかなと。私は、たくさんの方の事実の向こうの見えないところに、真実があるということを追っていきたくて何十年かやってきていますが、これから弁護士活動をする方にも、心の隅にちょっと

置いていただけたらいいかなと思います。

三宅 世界平和アピール七人委員会での大石さんの最近の言葉の中で、「今ここで主張しなければ自分たちにも、子や孫にも70年間のこれまでのような『平和』はないといった強い思いがみなぎっていることがひしひしと伝わってきた。いのちの危機を感じた内発的な行動だ。かつてのデモや集会と違って組織的ではなく、『市民が自発的に集まっている』と一緒に参加した友人が言ったとおりだ」とあります。

2015年8月26日に弁護士会が主催した集会でも感じましたし、直後の8月30日に弁護士会館の周辺で感じ取ったことでもありますが、そういう大事な時期だということを感じ取って、想像力を持っていただいて、弁護士会の中で自分がやりたいというような委員会活動等に、ぜひお仕事をしながら参加していただきたいと思っています。

飯島 今日の大石さんのお話をお聞きして、弁護士と通じるところが多くあるなあと。一人ひとりに向き合って、その向き合ったことを、感じ取ったものを伝えていくと。それは写真として伝えていくのか、それとも司法の場で伝えていくのかの違いだけであって、本質は同じなのかなというふうに思いました。

そういう意味で、大石さんから弁護士に対するお願いとして、福島の方の方に対して、すごく疲弊していて立ち上がれないような状況になっているので手を差し伸べてほしいというお話がありました。原発事故自体はもう約5年前の話ですが、まだその被害が継続していて、本当に苦勞をしている人たちがいっぱいいる中で、弁護団も人が少なくなって、足りない状況なので、ぜひ若い先生には入っていただいて、一緒に一人ひとりの被災者の人たちに手を差し伸べて救済してもらいたいなというふうに思っています。

高山 ありがとうございます。

■